

令和7年度 国立市立国立第四小学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童（生徒）の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童（生徒）の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）と一定の関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童（生徒）が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童（生徒）に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童（生徒）の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

児童（生徒）をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	○軽微ないじめをエクセルファイル(情報共有シート)で周知・徹底 ○いじめ対策委員会の実施（月に1回） ○Q-U調査や対策に基づいた学級経営 ○あいさつ運動 ○道徳授業地区公開講座の開催 ○人権標語 ○一人一人の人権を尊重したかかわり（敬称をつけて児童を呼ぶ等）	○【5年】スクールカウンセラーによる全員面接（1学期に1回・2～3学期に1回、合計2回） ○【全学年】スクールカウンセラーによる対象児童面接 ○教育相談室の活用 ○ふれあい月間アンケート（年3回）	○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
児童（生徒）のいじめ解決に向けた主体的な行動	○人権集会 ○登校班による集団登校 ○四友（たてわり活動） ○1学級1実践によるクラス遊び ○学級活動における話し合い活動	○悩んでいる友達がいる場合は、教員や保護者等の身近な大人に相談 ○いじめの傍観者にならず、友達同士で助け合えるような雰囲気づくり	対応の流れ 重大事態発生の報告 市教委が調査の主体を判断 重大事態の調査組織を設置 調査を実施 いじめを受けていた児童及び保護者に対して適切に情報収集 市教委への調査結果を報告 市教委を通して、市長へ報告 調査結果を踏まえた必要な措置
教員の指導力の向上と組織的対応	○いじめに関する授業の実施 ○道徳授業地区公開講座（授業） ○道徳授業地区公開講座（講演会） ○道徳教育推進教師の模範授業・OJT ○道徳授業に関する研修を通じた、授業の質の向上 ○人権教育プログラムを活用した研修 ○LGBT研修（講話） ○いじめに関する研修の実施（年3回）	○若手教員研修 ○全体研修 ○人権教育校内研修 ○相談窓口の周知 ○管理職による日常的な校内巡回 ○休み時間等における教員の校内巡回 ○生活指導夕会や学年会での情報交換 ○特別支援校内推進委員会での情報交換 ○いじめ対策委員会の招集	
保護者・地域・関係機関との連携	○登校班による集団登校 ○登校時の保護者の見守り活動 ○地域等による児童の見守り活動 ○保護者会での対応方針の伝達 ○育成会主催行事への積極的な参加（育成会ソフトボール・育成会等） ○子ども家庭支援センターや民生児童委員との情報交換会 ○地域清掃活動 ○桜守との連携	○保護者会等での、子供たちの様子についての情報交換 ○当該児童への家庭訪問・面談 ○子ども家庭支援センターや児童相談所との連携	

学校でのいじめ防止等のための組織

